

日本自動車史の資料的研究 第6報

大須賀和美

岐阜県の先駆的自動車事業と自動車税の創設(明治36年<1903>)

1. はじめに

19世紀末、欧米にて開発された近代的乗物“自動車”は、欧米諸国の極東地区進出の波に乗って、世紀の切替りころ、早くも日本にその姿を現した。

最初は、横浜・神戸の居留地在住外人の自用乗物に限られ、大衆の目に触れることもなかったが、明治34年（1901）には、横浜の外国人商社により輸入されるようになった。しかし、余りにも高価なため、小数の有産階級の試用に止まっていたが、その利便さに目をつけた各地の冒険的企業家たちにより、共同購入による乗合自動車計画が立てられるようになってきた。

また、明治36年3月～7月、大阪において第五回内国勧業博覧会が開催され、外国人商社により初めて自動車が展示・試運転されたことは、全国多数の観客にその利便さを目の当たりに紹介して、乗合自動車計画に拍車をかけることとなつた。

この営業申請を受けた各府県当局は、前例のないもので、その対策に苦慮しながらも、近代的乗物の導入を前向きに検討し、まず、許可基準となる「乗合自動車営業取締規則」を制定して対処していった。

そこで、全国各道府県の規則発令状況を調べれば、いつごろ・どこで・どんな自動車が導入されようとしたか、研究する手掛りとなる。

大正8年1月、「自動車取締令」が内務省により発令され、全国統一規則となるまでに、各道府県が独自に発令した規則を、年次別に分類し

(図表-1)

年次別「自動車取締規則」発令、全国道府県数表

(注:筆者の調査による)

年 次	道府県数	年 次	道府県数
明治35年(1902)	0	大正2年(1913)	3
" 36年(1903)	9	" 3年(1914)	1
" 37年(1904)	7	" 4年(1915)	0
" 38年(1905)	3	" 5年(1916)	0
" 39年(1906)	1	" 6年(1917)	0
" 40年(1907)	6	" 7年(1918)	0
" 41年(1908)	2	未 発 令	5
" 42年(1909)	2	合 計	47
" 43年(1910)	0	注: 大正元年は、明治45年に含む	
" 44年(1911)	0		
" 45年(1912)	8		

たものが、『図表一1』である。

この図表で見られるように、最初の2カ年間で、既に全国 $\frac{1}{3}$ (16)の府県が乗合自動車の導入を計画したことになる。更に、その間の規則発令時期を調べると、次表のとおり明治36年8月に始まる実質1カ年間に集中しており、当時の全国的自動車企業熱のぼつ興を物語っている。

(図表一2) 明治30年代、府県別「自動車取締規則」発令明細表 (注:筆者の調査による)

順次	府県名	発令年月日	府県令番号	取締規則名	備考
1	愛知県	明治36年 8月20日	県令第61号	乗合自動車営業取締規則	日本最初の自動車取締規則
2	長野県	" 9月29日	" 第40号	自動車取締規則	
3	京都府	" 10月28日	府令第39号	自動車営業取締規則	
4	富山县	" 11月17日	県令第85号	乗合自動車営業取締規則	
5	鹿児島県	" 12月14日	" 第44号	乗合自動車営業取締規則	
* 6	宮城県	" 12月28日	" 第58号	自動車取締規則	自用自動車取締條項のはじまり
* 7	石川県	" 12月29日	" 第78号	自動車取締規則	
8	岡山県	" 12月30日	" 第86号	乗合自働車取締規則	自働車の文字を使う
9	福井県	" 12月○日	" 第64号	自動車取締規則	規則原本未確認のため日付不明
10	広島県	明治37年 1月19日	" 第3号	自動車営業取締規則	
11	山口県	" 1月19日	" 第3号	自働車営業取締規則	自働車の文字を使う
12	秋田県	" 3月 1日	" 第10号	自動車営業取締規則	
* 13	滋賀県	" 6月 1日	" 第36号	乗合自動車取締規則	
14	宮崎県	" 6月 9日	" 第35号	乗合自動車取締規則	
* 15	神奈川県	" 8月16日	" 第53号	自働車取締規則	自働車の文字を使う
16	香川県	" 11月30日	" 第68号	自動車営業取締規則	
17	大阪府	明治38年10月 2日	府令第64号	自動車営業取締規則	
* 18	新潟県	" 10月 6日	県令第37号	自動車取締規則	
19	奈良県	" 11月21日	" 第29号	自動車取締規則	
20	静岡県	明治39年 1月26日	" 第 7号	自動車営業取締規則	
* 21	東京府	明治40年 2月19日	警視庁令第 9号	自働車取締規則	自働車の文字を使う

注: *印規則中には、自用自動車取締條項あり。

主題の岐阜県は、大正元年11月13日、初めて県令第10号として「自働車取締規則」を発令しているため、その導入計画は大変遅かったと考えられていた。しかし、本県は異例として、営業申請に対して特に取締規則を発令することなく、それに準ずる全26条にも渡る「命令書」を付けて、明治36年9月に正式営業許可を与えた事実が判明し、その時期を『図表一2』に照しても、

最先発の愛知県と前後するほど、日本でも先駆的事業であったことが判る。

この事業の推移は、当時の地元日刊紙「岐阜日日新聞」に報導されており、更に幸なことに、営業申請代表者の当代主にお逢いすることができ、ご先祖の遺品・遺稿の中から貴重な資料を見せていただき、より詳しく裏付けることができたので、以下発表することとする。

2. 日刊「岐阜日日新聞」関連記事抜き

注：1) 本紙は全6頁、月曜日及び大祭日の翌日休刊。明治13年（1880）創刊。

2) 旧漢字・変体仮名は、一部現代文字に直した。

3) 調査は、明治36年4月1日～同年9月30日版まで、以後は欠号

明治36年4月1日～5月2日版まで 第1・2面欠

明治36年7月30日

○自動客車営業願競願

〈安八郡名森村浅野覚衛、山県郡高富町本田政直及び和歌山県人高木米彦外三名が岐阜停車場より当地方裁判所前迄同停車場より羽島郡笠松町武儀郡閔町上有知町迄を営業区域とし石油發動機車営業願を為し居れる事は曾報の如くなるが猶は聞く処に依れば本県庁に於ては屢々出願者を召換して車体の構造、重力等に付き調査を為したる結果該自動車は車体極めて不完全にして道路を破損し且運転中汽罐に故障を生じ交通上危険の虞なしとせざるより兎も角実物に就て猶ほ一層調査を経ざれば許可し難いとの事なるより出願者等は種々協議の末許可の有無も判明せざる前に多額の費用を投じて車を製造するは甚だ困難なる事なれば寧ろ此際有力なる人をして県庁に許可を迫る方得策ならんとて県参事会員松岡清司氏に其運動方を依頼し其後頻りに運動中の趣きなるが此に当市鍛冶屋町高橋貴三則、今泉区今井時三等は前記石油發動機車の車体不完全にして道路を損し又た交通上安全ならずとして其筋にて容易く許可せざる由を聞き込み此際交通上危険なき完全なる自動客車の営業を出願せば必ず許可さるべきとの見込を以て右の次第を山県郡山県村各務寛左衛門、当市富茂登区篠田精喜致、稻葉郡加納町三宅富三郎等に談じ夫々協議の上以上五名の外更に東京市芝区芝田町星野綱同宇橋為久の二名と協議し都合七名の名儀にて岐阜市内全体及び岐阜市を起点として本巣郡北方町、安八郡大垣町（美江寺を経て）武儀郡上有知町等を営業区域となし瓦斯式護謨輪自動客車営業の願書を持出し各務寛左衛門氏主任となりて昨今専ら許可の運動中なりと言ふ〉

明治36年8月5日

○自動客車の試運転

〈曾て本紙に記載せし山県郡山県村各務寛左衛門外六名より営業運転の出願中なるシカゴモーターべークルコンパニー製瓦斯式自動客車の運転作用を知らしめんがため昨日午前右出願者の一人なる当市鍛冶屋町高橋貴三則附添ひ軽便なる四人乗のもの一輛を運転して本県庁に至りて当局

者の試乗を求めければ吉田参事官は午前十時頃乗車して附近の市街を試運転せしめ正午頃には更に川路知事の乗車せるを見受けたり〉

明治36年8月7日

○自動車営業願の成行

〈安八郡名森村浅野覚衛外五名より曾て本県庁に出願したる石油発動機車営業願と其後山県郡山県村各務寛左衛門外六名より出願したる瓦斯式自動車営業願とは其の営業区域を同じふせるより自然競願の有様となり浅野派にては県参事会員松岡清司氏に依頼して運動を始め一方各務派にても之が反抗運動に怠りなき事は曾て記載せしが其後の成行に就ては当局者も未だ孰に向って許可を与ふ可やの決定もなく一時双方睨み合の姿となり居りしが各務派にては斯ては果てじと思ひけん過日來瓦斯式自動車の軽便なる四人乗のもの一輛を以て市街を運転せしめ頻りに当局者の試乗を求めて頗る得意の色あるに反し一方浅野派にては先に当局者が高知県下に於ける実況調査の結果石油発動車に不完全の点多かりしより尚は一層の改良を施したる客車一輛を作り参考の為に当地にて試運転を為さしむ可しと謂ふに対し未だ摺々しき回答もなき從て車の製造等にも着手せざる模様にて殊に頃日出願者の請求に依り再応高知県下に照会したる結果目下彼の地に於ける営業は機械の不完全なるより修繕の為め中止されつゝあり旁々車体に就ても此併にては営業に差支ゆる旨回答を得たる由にて浅野派の旗色益々面白からず各務派は此機を逸せざるの勢にて更に十二人乗の車（営業出願の分）一輛を目下東京帝国大学工科附属の工場に依頼し調整中なれば出来上り次第不日當市に回送して試運転を為さしめ是非共認可を得んと聲言し居り当局者も亦た浅野派の何事にも躊躇するに引替へ各務派が昨今の活動に対し大いに意を傾むけたる者如しいふ〉

明治36年8月9日

●一縷香煙（注：コラム欄）

〈・・・、▲寛左清司自動客車競争、似合の好取組、清司令一と足にて土俵をわらんとす、残った残った、・・・〉

明治36年8月12日

○自動車営業願

〈再三記載せし安八郡名森村浅野覚衛外五名の石油発動機車と山県郡山県村各務寛左衛門外六名の瓦斯式自動車運転営業願は其後依然競願の有様にて双方運動に怠りなかりしも当局は頗る慎重を持し未だ孰れに向っても許否を決定せず左れど各務派の運動機関たりし四人乗軽便自動車も近頃は県庁の玄関に其轍の跡を留めずなりて何處にか影を潜め一方浅野派の運動者たる松岡、本田の面々も聊かダレ気味にて一昨日県庁に出頭し從来の願書を一先づ却下され度旨申出たりしが同派は此際運動の方法を一変せんとて私かに計画せる内容を聞くに目下高知県に使用せるものに幾何かの改良を加ふるか或は他に完全なる車輛を製造して其目的を達せんとするにありと各務派にては既に浅野派一時たりとも退引せり以上は最早自派の独り舞台なれば今後更らに激烈なる

運動を為すべしといふ尚ほ其筋にては目下営業区域各道路の調査中なれば完結後ならでは許否の決定予測し難しとなり)

明治36年8月13日

●一縷香煙

く・・・、▲客カラ寛左、文明の護謨輪自動車を輸入して忽ち灰カラを気取り、清司営業願を引込まして益々苦い顔す、寛左のハイカラ調と清司の苦り顔両つながら見もの、・・・)

明治36年8月14日及び15日版 全紙欠

明治36年8月19日

○自動客車合同の協議

く和歌山県東牟婁郡新宮町高木米彦、安八郡名森村大字森部浅野覚衛外三名より石油発動機自動車の営業願を山県郡山県村各務寛左衛門外数名より瓦斯式自動客車の営業願を為し双方共百万運動中の処県庁に於ては該自動車は他府県に於ても営業者少なく隨て其便否及び危険の有無等不明なれば實地に就き運転を試みたる上ならでは認可し難しとの意を洩したるより各務派は逸早く瓦斯式自動車を輸入し先頃市及び其附近に於て試運転を為したる事は當時記載の如くなるが其後県庁に於ては種々取調べの結果兎も角瓦斯式自動車の営業を許可せんとせしより石油発動機車営業の出願者は大に狼狽し協議を凝したる末既に瓦斯式自動車の為めに機先を制しられたれば到底許可の見込み無きに依り此上は瓦斯式自動車出願者に交渉の上合同を為すに如くはなしと決し先頃來頻りに交渉中なりと言う)

明治36年8月19日

●一縷香煙

く・・・、▲自動客車一件、案の如く清司より泣に入る、寛左ウンと言えば儲けは山分け、此所客カラ一大に考へるもの也、・・・)

明治36年8月23日～30日版まで 全紙欠

明治36年9月15日

○自動車営業認可

く山県郡山県村各務寛左衛門外数名より本県に出願したる瓦斯式自動車運転営業の件は愈々昨日を以て許可され同時に十数個條の命令書を下付されたり又た営業開始に就ては岐阜自動車株式会社と称する会社を起し資本金は十万円とし一株金五拾円の株式（二千株）募集中なりしに既に満株となりたれば不日第一回の払込金（十二円五拾銭）をなし登記の手続に及ぶ筈尚運転区域は岐阜市を起点とし東は武儀郡関・上有知まで西は北方まで南は笠松まで北は高富までとし、大垣町を基点とし池田を経て揖斐、竹ヶ鼻、太田養老に至る三ヶ所は目下認可の追願中なりといふ)

明治36年9月15日

●一縷香煙

く・・・、▲自動客車愈々許可さる、客カラ一先生の県参事会員の味を忘れ兼ねるは之のが故な

り> 明治36年9月16日

○自動車の営業許可の報

く久しく営業認可の申請中なりし山県郡山県村各務寛左衛門外六名出願の自動車営業は前号所載の如く一昨十四日を以て本県知事の許可を得たるが今其の命令書に就て要項を摘記すれば

△瓦斯式乗合自動車営業は免許の日より市内は六ヶ月都部は一ヶ月以内に開業す可し其の期限内に開業せざる時は免許の効力を失ふものとす

△免許を受けたる線路以外に於て営業を為すべからず

△発着場は所轄警察署に届出で許可を受可し

△進行速度は一時間八哩を越ゆ可らず

△乗車定員は十人を越べからず但し拾歳未満は二人を一人とし三歳未満は員外とす

△発着時間を一定し乗客少き時と雖も必ずしも發車すべし但市内に在ては此限りに非ず

△街角を転回する時は街角に至る二十間前に於て警鈴を鳴し進行す可し

△夜中は必ずしも点燈し絶へず警鈴を鳴し進行す可し

△乗客着席し又は降車を了したる後に非れば原動機を運転す可らず

△一区域毎に乗車賃銭を定め当庁に届出で認可を受可し

△猶ほ其営業域は凡て岐阜停車場前を起点とし第一区線は市内各町を通じて長良橋迄、第二区線は長良村を経て山県郡高富町北方口迄、第三区線は飛弾街道を芥見村関町等を経て上有知町迄、第四区線は北方、揖斐、池野、赤坂、中川、和合の各町村を経て安八郡大垣町迄、第五区線は笠松町迄

と定め出願区域の中大垣町養老公園間は認可せられざりし右に就き営業開始先着の車輛壹台にて来月一日より第一区間を運転し斬次車輛の到着を待て各区線の運転を開始すべしと言へば営業開始の際は唯に交通機關の完全を期する而已ならず車掌運転手等が乗客の待遇に就ても大に注意を怠るべからず

明治36年9月17日

●端書集（注：投書欄）

く・・・、▲自動客車は危険だから許可するは不都合だ杯と言ふ者があるが危険の点から言へば瓦多馬車の転覆人力車の衝突若し夫れ汽車に至っては文明の殺人器だ——電燈の破裂瓦斯の人を窒息せしむる等皆な社会に存在を許るすべからざるものだ（自動車党）

明治36年10月1日以後、年内全紙欠

明治37年版、全紙欠

扶桑新聞（名古屋）及び新愛知新聞に下記同文記事あり

○明治36年8月29日（新愛知は30日付）

〈岐阜県山県郡山県村各務寛左衛門外数名より出願せる瓦斯式自動客車（乗車定員十二人にして名古屋に於て運転するものより完備し居れり）の試運転は去月末日以来営業区域に於て執行中なりしが其成績は好良と認められたるに付き二十八・九両日中に川路本県知事より営業許可の指令を交付さる、筈而して其営業区域は岐阜停車場を基点として同市枢要地に致ると、稻葉郡長良村を経て山県郡高富町まで、武儀郡関町まで、本巣郡北方町を経て安八郡大垣町まで、羽島郡笠松町まで、揖斐町までの六ヶ所なり因みに営業開始期は九月中旬後ならんといふ〉

以上が発見できた関連記事の総てであるが、岐阜日日新聞の当時の原紙は、本社保管分が空襲にて焼失し、残念ながら地元岐阜県下には、まとまったものが見当らない。

調査できたのは、「東京大学法学部明治新聞雑誌文庫」に保管されていた、今では日本で唯一と思はれる原紙のマイクロフィルムによるため、明治36年版中にも欠号・欠面が多く、完全には集録できなかつたが、認可までの過程は大体浮き彫りにできたと思う。しかし、以後の動きが、欠号のためつかめないのが非常に残念だ。

3. 各務寛左衛門の遺稿と業績

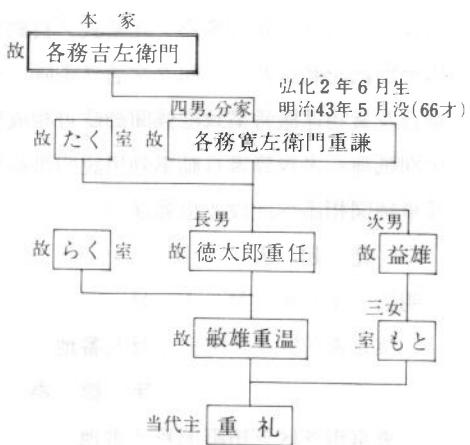
新聞記事により、机上の計画だけでなく、実際に自動車が導入され、正式に認可されたことが判つたので、何か当時の資料が他に残されていなければ、旧山県郡山県村（現岐阜市北野東）の各務家を探し尋ねることになった。

幸にも当家は、名士の旧家として戦災にも逢はず、先祖代々の遺品も整理保存されていて、ご当主 重礼（しげとも）氏のご好意で、いろいろ調査させていただくことができた。

更に幸なことには、重礼氏の母上がご健在で、この方は家系図（図表-3）で見られるとおり、寛左衛門の次男の娘（外孫）で、本家の内孫 敏夫に嫁がれ、祖父に当る 寛左衛門や、義父で伯父に当る 德太郎について、実感をもって語られたことである。

自動車に関する資料については、最初何も思い当るものはないとことであったが、それでもと言つて調べてくださされた中に、次の貴重な書類を発見することができた。

（図表-3）
各務寛左衛門家 家系略図
(敬称略、各務家 家系図より)



第二代 徳太郎が、亡父 寛左衛門の遺品を整理して、その業績を後世に伝えるため、20周忌に当る昭和4年に、肉筆で書かれた“初代各務寛左衛門重謙年代記録”(写真一)が残されていた。この編誌の主旨・経過は“序言”として、巻頭に書かれている。(写真一2・3参照)

記録の中から、自動車に関すると思える部分を抜き出すと、次のとおりである。

(注：一部旧漢字は、現代漢字に直す)

一 明治三十六年三月二十六日夫妻参宮並ニ京都博覽会大阪奈良巡覧四月四日帰宅ス其費用金五拾六円六拾四銭（内廿円大丸店払）
一 明治三十六年六月二十一日鹿児島県人高橋貴三則氏時ノ山県郡長樺松珍磨氏ニ伴ハレ県病院母ノ病室ニ來訪自動車営業上ニ付談示アリ次来同志会合ノ上七月一日上京在京発起人ニ面談十一日帰宅ス

一 自動車営業許可願

私等儀

今回岐阜市内及郡部ヲ通シテ一般交通機関ノ完全ヲ期シハ道路ノ毀損ヲ避ケハ人馬ノ苦役ノ不倫ヲ排除致度為ノ瓦斯式ノ自動車ヲ以テ別紙記載線路表ノ如ク交通ヲ企画シ旅客乗合及貨物運搬営業致度候間御認可相成度依テ別紙趣意書豫算書自動車効用説明書線路表及車輛図相添ヘ此段及出願候也

発 起 人

明治三十六年七月二十一日

東京市芝区芝田町七丁目九番地

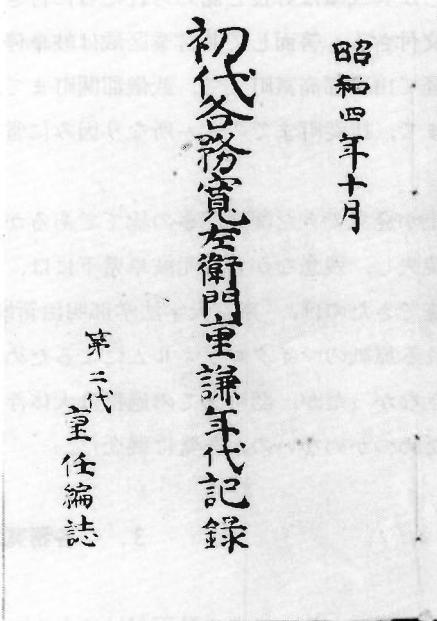
宇 橋 為 久

東京市芝区芝田町七百八番地

星 野 綱

岐阜市鍛冶屋町壱番戸

(写真一)
“初代各務寛左衛門重謙年代記録”表紙
(注：筆者写す)

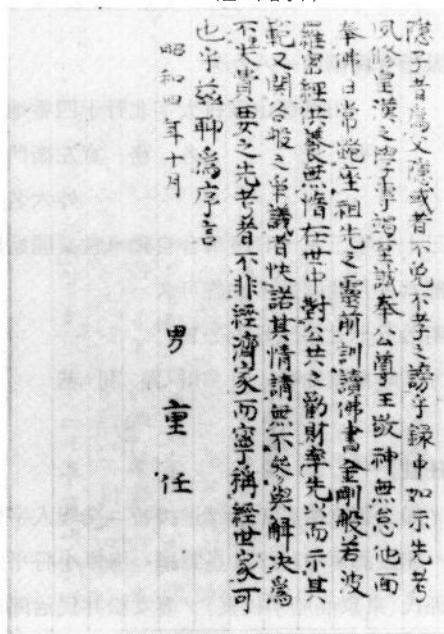


(写真一2)
“各務寛左衛門重謙年代記録”の序言
(注：筆者写す)

維時昭和四年初秋先考自逝去已二十年矣光陰如矢余亦齡達年頃其間追憶起錄遺蹟以而偉大功績故傳後此念慮才時竟絕雖然多年躬銀行奉職里塗徒步通勤且々無餘暇休假日者持忙殺家政隨而不正暇隙暇喪心也祀昨夏不幸憇病臥床愈以而感其責任之重大也速快病瘳起稿材料蒐集点綴到庭餘業而不得制成功之遂至今歲偶七月病瘧再發靜養閑居而漸得遂奉志成此稿錄中明治初年車續當時之風習良財通上下而誰人無不嗟之毫不為退今而觀之之確不復雖不不盡其事實闡明以而得為知時勢之確移行者之性情編者責任也方聖在天人有為子

(写真一3)
“各務寛左衛門重謙年代記録”の序言(つづき)

(注:筆者写す)



高橋 貴三則
岐阜県山県郡山県村大字北野十四番戸

各務 寛左衛門
岐阜県稻葉郡加納町字東加納本町

五百十一番戸

三宅 富三郎

岐阜市今泉三百六十九番地

今井 時三

岐阜市富茂登三百五十六番戸

篠田 精喜致

東京市京橋区銀座四丁目壱番地

松井 民治郎

岐阜県知事 川路 利恭殿

岐阜県指令保第三二〇四号

岐阜県山県郡山県村大字北野十四番地

平 民

各務 寛左衛門
外六名

明治三十六年七月廿一日附願瓦斯式乗合自動車
営業ノ件安八郡大垣町養老郡養老公園間ヲ除ク
外免許ス

但シ左ノ命令ヲ遵守スヘシ

明治三十六年九月十四日

岐阜県知事 川路 利恭

命 令 書

- 一 瓦斯式乗合自動車営業ハ免許ノ日ヨリ市内
ハ六ヶ月郡部ハ壱ヶ年以内ニ開業スヘシ其期
間内ニ開業セサルトキハ免許ノ効力ヲ失フモ
ノトス
- 二 免許ヲ受ケタル路線以外ニ於テ営業ヲ為ス
ヘカラス
- 三 発着場ハ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受クヘ
シ
- 四 車体ハ当庁ノ検査ヲ受クルニアラサレハ使
用スルコトヲ得ス
- 五 当庁ハ必要ト認ムルトキハ臨時ニ車体ノ検
査ヲ行フコトアルヘシ
- 六 進行速度ハ一時間八哩ヲ超ユヘカラス
- 七 乗客定員ハ十人ヲ超ユヘカラス但十歳未満
ハ二人ヲ一人トシ三歳未満ハ員外トス
- 八 撥発油ハ貯蔵場以外ニ藏置スヘカラス
- 九 撥発油貯蔵場ハ不燃貨物ヲ以テ構造シ所轄
警察官署ノ検査ヲ受ケ使用スヘシ
- 十 運転手又ハ車掌ヲ雇入レントルトキハ其
原籍住所氏名生年月日ヲ記シ(運転手ハ履歴
書ヲ添布)当庁へ出願免許証ヲ受ケ之ヲ本人
ニ渡シ置クヘシ
- 十一 運転手車掌ヲ解雇シタルトキハ三日以内
ニ所轄警察官署ヲ経テ当庁ニ届出ヘシ
- 十二 運転手車掌ハ満二十一歳以上タルヘシ

但シ運転手ハ瓦斯式自動車取扱ニ熟達ノ者ニ
コトアルモ其ノ賠償ヲ求ムルコトヲ得ス
限ル 以上

十三 運転手車掌営業中ハ一定ノ服装ヲ為スヘ
シ

岐阜県指令保第四一八九号

十四 営業中ハ運転手車掌ヲ欠クヘカラス 但
停車中ト雖モ運転手又ハ車掌ハ車体ヲ離ルヘ
カラス

山県郡山県村大字北野十四番地
平 民 各務 寛左衛門
外六名

十五 車体ノ見易場所ニ運転手車掌ノ氏名并ニ
乗客定員表賃銭表ヲ掲クヘシ

明治三十七年三月十日附乗合自動車営業開始期
限市部六ヵ月間延期の件許可ス

十六 発着時間ヲ一定シ乗客少キ時ト雖モ必
ス発車スヘシ 但シ市内ニ在リテハ此限りニ
アラス

明治三十七年三月十一日

岐阜県知事 川路利恭

十七 街角ヲ転回スルトキハ街角ニ至ル二十間
前ニ於テ警鈴ヲ鳴シ除行スヘシ

(重任註)

十八 前途ニ歩行者或ハ車馬アルトキハ十間以
前ノ處ヨリ警鈴ヲ鳴ラシ警戒ヲスヘシ

右ノ如ク創立事務モ着々進捗特ニ発起人宇橋
為久ハ非役海軍中将クリ星野綱ハ海軍小將平山
藤治郎氏(東京商船学校長)ノ妻女松井民治郎氏

十九 夜中ハ必ず点燈シ絶へス警鈴ヲ鳴ラシ進
行スヘシ

ハ自動車商人等ニシテ株式募集モ頗ル好結果ヲ
以テ満株ニ達シ新聞紙ヲ以テ締切廣告ヲナスニ

二十 乗客着席シ又ハ停車ヲ了シタル後ニ在ラ
サレハ原動機ヲ運転スヘカラス

至リ先ツ小型自動車四人乗台(輸入品 代金
弐千弐百五拾円)ヲ買求メ運転手ヲ養成シ創立

二十一 原動機及車体ハ常ニ清潔ニスヘシ

株主総会ヲ開クニ至ラントスル折柄日露戦役突

二十二 一区域毎ニ乗客賃銭ヲ定メ当庁へ届出
認可ヲ受クヘシ

発人氣逆転加フルニ大垣地方株式引受担当人大
垣市當時株式会社大垣共立銀行取締役中島十助

二十三 警察官吏ニ於テ危害アリト認ムルトキ
ニハ其進行ヲ停止スルコトアルヘシ

氏ノ各箇人株式引受証ト交換スル為メ先ニ中島
氏ヨリ会社ニ差入レタル株式申込証ヲ篠田発起

二十四 本命令ニ違背シ若ハ公安上必要アリト
認ムルトキハ営業ヲ停止シ又ハ免許ヲ取消ス

人ノ失念ニヨリ何等ノ反証ヲ徵セス返却セシヨ
リ中島氏ハ事変ノ理由トシテ遂ニ代リ申込証ヲ

コトアルヘシ

提出セズ遂ニ頓座ヲ來シ解散ノ止ムナキニ至リ

二十五 当庁ニ於テ必要アリト認ムルトキハ本
命令ヲ増減変更シ又ハ免許ヲ取消スコトアル
ヘシ

隨テ発起人間ニ於テ事業ニ関スル立替金ニ付互
ニ償還請求ヲ提起シ未整理トナリ其間発起人ノ

二十六 法律命令ノ結果本命令所定ノ事項ニ変
更ヲ來スコトアルモ営業者ハ之ヲ拒ムコトヲ

死亡其他離散ニヨリ全ク收拾スヘカラサルニ至
ル然レモ株主ニシテ申込証據金ヲ差入レタル小

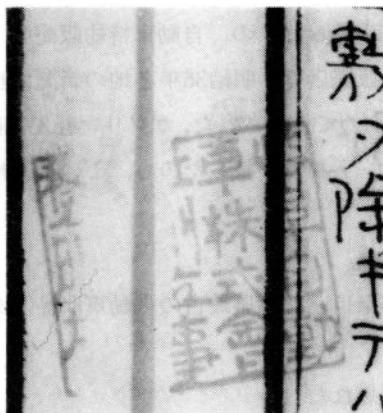
得ス 前項ニ依リ営業者ニ損害ヲ蒙ラシムル

數者ニ対シテ交渉還付セラル会社所有ノ自動車
ハ勿論什器ハ何処ニ保管セルヤ不明トナリ主ト

シテ発起人高橋氏管理セルヲ以テナリ之レカ為
メ高橋氏ニ証據金立替払込其他損失金毫千余円
ナリ子々孫々迄決シテ株式会社又ハ之ニ類スル
会社ノ発起人タル事勿レト特ニ注意スルモノナ
リ考何事モ先見ノ明アルモ惜イ哉時勢之ニ伴ハ
サリシヲ遺憾トス

(写真-4) “岐阜自動車株式会社創立事務所印” 印影

(注: 年代記録中に割印として使用されていたもの。筆者写す)



(写真—5) “モータ商会”自動車販売廣告

(明治36年12月14日付“時事新報”より、松井民治館の名あり)

當商會販賣の自動車は左の證明に依り實川上課實なることを保證せらる
電音會曰、購入候衣服配達用自動車ハ開來九ヶ月間ノ經験於
アハ實用上成績良好ニレマ文明ノ利器タルニシ得カズト信フ候也
問答三十六年十二月
合社
三井吳服店
紳士服用の各種共道入浦口
乗合營業用　貨物運搬用
金を以て御特約可仕候
東京市京橋區銀座 一丁目角 (電話新橋二四七八〇)

(写真-6) “オニールズモビール”アメリカ本社販賣廣告（1902）

(Those Wonderful Old Automobiles BONANZA BOOK New York E.D.)



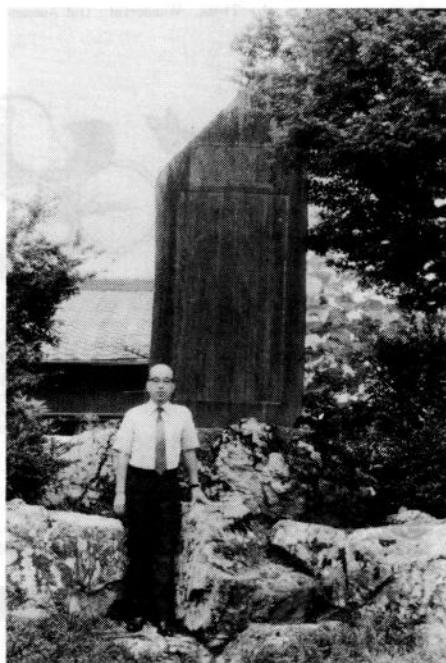
以上の“年代記録”中、特に資料として注目される点は、次のとおりである。

- 1 寛左衛門は、大阪の博覧会で展示自動車を見て、関心があったと思う。
 - 2 営業許可願の全文が確認でき、特に、自動車をヒューマニズム的見地で、導入している。
 - 3 発起人全員の住所氏名が明らかになった。
- 篠田精喜致………薬剤師、獸医、明治43年より東京へ出て“東京獸医学校”を経営す。(濃飛人物と事業より)
- 三宅富三郎………酒類販売業(岐阜日日新聞広告より)、明治29年～大正9年ごろ、加納町会議員。(加納町史より)
- 松井民治郎………横浜の佛系ブルール兄弟商会(Bruhl Freres)の、自動車特約販売店“モーター商会”店主。明治34年に開店した日本人最初の販売店で、明治36年各地の新聞に自動車販売広告を出す(写真一5)。アメリカで1901年から初めて量産された、ガソリン軽便自動車・オールズモビル(写真一6)の一手販売をしており、各務派の買ったのも、この車と推定される。(日本自動車工業史稿より)
- 高橋貴三則、今井時三については人物不明。
- 4 営業認可書の全文が確認でき、特に“命令書”全26条は、岐阜県最古の自動車取締條文である。
 - 5 明治37年3月、営業延期願を提出しているのが確認された。

(写真一7)“各務寛左衛門”晩年の写真
(注:各務家にて筆者複写)

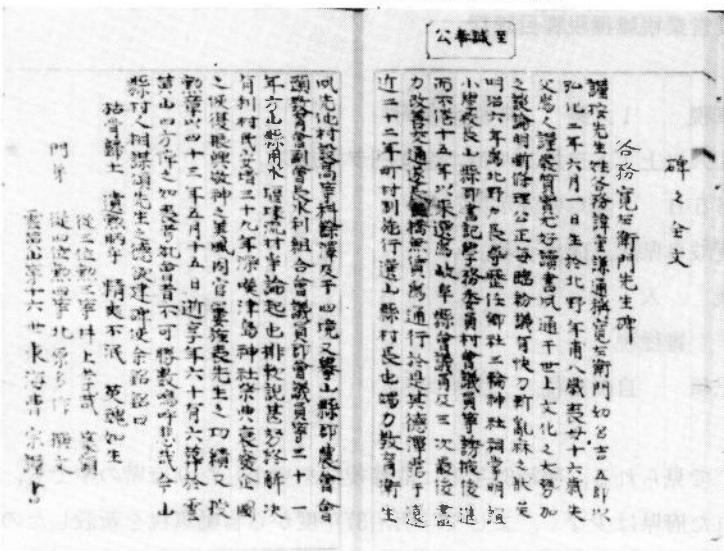


(写真一8) “各務寛左衛門 彰徳碑”と
当代主 各務重礼氏
(注:筆者写す)



(写真一9) “各務寛左衛門 彰徳碑”碑之全文、大正15年5月15日 山県村民建之

(注：各務家にて筆者複写す)



各務寛左衛門の業績については、大正15年5月15日、山県村民により地元小学校々庭に建立された“彰徳碑”の碑之全文(写真一9)で確認することができ、特に、文中「盡力改善交通」の文字に注目されたい。

4. 岐阜県「自動車税」の創設

明治政府は、馬車・人力車等を対象に車税（国税）を明治6年に創設し、同12年には自転車にも課税し、同29年に道府県税に移管して、国税を廃止していった。

この税金は今日と同じく、悪路に悩まされていた各地方の、道路補修費に充当する目的税であり、各道府県は雑種税中車税として取扱い、更に、市町村はこれに附加税を課し、乳母車にまで課税する徹底振りであった。

このような時代に出現した新しい乗物“自動車”を、地方財政の苦しい当局が見逃すはずはない、各道府県は早速“自動車税”を新設していったが、前例がないため、その取扱いはまちまちであった。

岐阜県にても、明治36年における前述自動車の出現に、早速同年11月の通常県会に上提された「明治37年度営業税雑種税課目課額試案」中に、“自動車税”を新設して可決し、更に、「同年度歳入歳出予算試案」中にも“自動車税”を見込んで可決し、翌37年3月、県令及び告示にて公布

していった。

その概要を見ると、次のとおりである。

○明治37年3月5日 岐阜県令第13号

「明治37年度営業税雜種税課目課額」

雜種税

自動車税 1人乗 年額金參円

但1人以上1人ヲ加フル毎ニ金壱圓ヲ増加ス

○明治37年3月5日 岐阜県告示第74号

「明治37年度岐阜県歳入歳出予算」

歳 入

第三款 雜種税

第卅三項 自動車税 金拾弐円

前出の“図表一2”で見られる、明治36年中に取締規則を発令した9府県の中でも、実際に年内に自動車が導入された府県は少なく、まして、明治37年度から自動車税を新設したのは、京都市と名古屋市が特別市税中雜種税として、“自動車税”を設けたのが、筆者の調査で確認されているのみである。

市税として新設されたのは、当時全国5大都市においては、府県税の一部が市側に委譲されており、これを特別市税として取扱い、“車税”もその中に含まれていた事例である。

税額については、

○京都市の場合

自動車	5人乗以上	二十円以内
	3人乗以上4人乗以下	十五円以内
	2人乗以下	十円以内

○名古屋市の場合

自動車 壱輛ニ付 金式拾円

となっており、岐阜県は定員による累進法をとっており、予算の拾弐円は、10人乗り1台を想定したものと考えられる。

各種の自動車史に、明治39年度からの大阪府、又は、明治40年度からの東京都をもって、日本最古の自動車税と書かれているが、道府県税として、日本最古の明治37年度“岐阜県自動車税”的創設を、確認していただきたい。

自動車税創設前に、自用自動車が導入された東京などでは、自転車税を準用して、課税していたようである。

5. あとがき

新聞記事中にある“瓦斯式自動車”とは、 “瓦斯式発動機付自動車”的ことで、ガス・エンジンとは、 気体燃料エンジンの総称で、 当時次のような燃料を使用していた。

Gas Engine (or Vapor Engine)	Gasoline (ガソリン)
	Cool Gas (石炭ガス)
	Natural Gas (天然ガス)
	Producer Gas (生成ガス) (注: Scientific American, Mar. 1893広告より)

この中で、ガソリン以外は発生機、又は、大きなポンベイが必要なため、定置式発動機に限られ、気化器を必要とするガソリン・エンジンは、燃料の貯蔵が簡単なため、自動車等移動用に応用され、次第に他と区別されるようになっていった。

8月5日付岐阜日日新聞記事中にある“シカゴモーターベークルコンパニー”(Chicago Motor Vehicle Company)という会社は、当時の数少ないアメリカ自動車メーカー・リスト中にも見当らず、その車種は不明であるが、“Vehicle”的文字が示すように、シャシを購入してバス等の車両組立をする、二次メーカーでなかったかと推察される。

また、8月7日付記事中の“東京帝国大学工科附属の工場”とは、明治35年に発足した“東京自動車製作所”を指していると思う。同所は、当時、日本唯一の自動車組立・修理工場で、吉田真太郎の経営になり、彼は、貴族院議員・元東京府知事(明治26~29年)三浦安の娘むこに当る。アメリカより輸入したエンジンで、明治36年春、広島県で試走したバスを組み立てた実績をもち、今回も、分解して輸入されたバスの、再組立・調整を請負ったものと思はれる。(注:日本自動車工業史稿より)

明治36年当時、岐阜市周辺の交通機関といえば、官鉄東海道線が開通しているのみで、停車場は市と加納町の中間にあり、乗降客は人力車か乗合馬車に頼るしか便がなかった。関町方面への私鉄美濃鉄道計画が、同年6月内務大臣より免許され、敷設速進運動が盛んになり、“ゴム輪付自転車”が増え、スピードがでて危険だからと、同年同月“自転車取締規則”(県令第21号)を発令し、また、ガタ馬車改良のため、“乗合馬車取締規則”を改正して、その近代化に努めていたころの話である。

自動車に関しても、本件とは別に、次のような計画記事が名古屋の新聞に見られるが、その後の進展はなかったようである。

扶桑新聞、明治36年8月23日

○自動車業中島郡に起らん

〈先きに当名古屋市に於て自動車株式会社創立の挙あるや不日該営業許可ありて一般の交通に至大の便益を与へしと認めたる県下中島郡起町の有志者は岐阜県竹ヶ鼻町及び同町附近の有志者

と数次協議する所あり起町と一宮間起町と清州間及び竹ヶ鼻町と木曽川渡場間に一轍づ、自動車を使用して商工業の利益に供し同地方に於ける織物業発達の一助たらしめんとて小株式会社創設に勉むるものありと>

全国各地の資料を調べることは、その計画の大小、又は、成功・不成功を問はず、他地方の情報も得られ、研究の手掛りとなると同時に、その関連も判ってくるものである。今回の大きな宿題は、新聞記事にある、浅野派が前例とした“高知県の鉄輪付石油発動機車”である。石油エンジン付鉄輪車ということで、当時日本で組み立てられたものとしか考えられず、これが事実なれば、国産自動車第1号は、明治37年5月に岡山で試走した“山羽式蒸気自動車”であるという定説以前のことになる。

当時既に、石油エンジンは定置式発動機として国産化されており、また、明治24年ごろから、町の発明家により、人力自動車が考案特許され、更に明治33年(1900)には、“石油機関車”(操縦装置をもち、軌道車ではない)が特許(No.4043)されており、その国産の可能性は十分考えられる。しかし、これを裏付ける資料は、残念ながら、地元高知県をはじめ、どこにも見当らない。

日本の自動車史においては、僅か80年前の明治30年代が既に神代(かみよ)で、断片的史実が伝えられているのみである。今日、世界の自動車王国となった日本の、自動車産業の礎となられた諸先輩の努力の跡を、正しく次代に伝えるのは、現代に生きる者の責務と考える。

乏しい資料しか見当らないが、各地の史実を調査・研究することで、自動車導入初期の状況を、正しく体系立てることは、今からでもできると信じている。

岐阜県に関する研究は、本学の地元という地の利と、関係者各位のご協力を得てできたもので、本紙上をかりて厚くお礼を申し上げる次第である。

以上

参考文献及び調査資料

時事新報、明治36・37年版マイクロフィルム

岐阜日日新聞、明治36年版マイクロフィルム

扶桑新聞、明治36・37年版マイクロフィルム

新愛知新聞、明治36・37年版マイクロフィルム

各務重礼氏所蔵、古文書

岐阜県議会速記録及び議事録、明治36・37年

岐阜県公報集、明治35年～大正元年

全国道府県、明治時代「自動車取締規則」公報

特許公報集、明治時代車両編(分類Na31)

日本自動車工業史稿(1)、明治編、自動車工業会発行、昭和40年11月

Those Wonderful Old Automobiles by F.Clymer, BONANZA BOOKS, New York

Scientific American in the 19th Century, reprint by IMAGES GRAPHIQUES, New York, 1977

加納町史（上），大衆書房複刻発行，昭和55年12月
濃飛人物と事業，大橋弥市発行，大正5年3月

設施關係調查

国立国会図書館
東京大学法学部明治新聞雑誌文庫
岐阜県議会附属図書館
岐阜県立図書館
愛知県立図書館
名古屋市立鶴舞中央図書館
全国道府県立図書館、郷土資料室
名古屋商工会議所内、発明協会愛知
岐阜日日新聞社、編集局調査部
各務重礼氏宅（岐阜市北野東）

追加資料：(写真-10)“山縣銀行”廣告

(明治36年7月30日付 岐阜日日新聞)

注：各務本家、吉左衛門の經營する“山縣銀行”に、役員として各務寛左衛門の名あり。その長男徳太郎、次男益雄とも、同行に奉職されていた由。(図表-3)の家系図参照。